

# 令和3年第10回会津若松市

## 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年10月20日 午前9時から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛			9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 1名

1番委員	庄司 遼				
------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

9番委員	佐藤 恒男				
------	-------	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	入岡 直子	主任主査	慶徳 幸一郎		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第10回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。  これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。  総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。  また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。  なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。  また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。  本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。  また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。  それでは只今より会議を開きます。  まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員14番・弓田秀一委員、農業委員15番・佐々木隆夫委員、以上二名の方をご指名申し上げます。  ご了承願います。  始めに、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>推進委員5番佐藤より、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。  申請の詳細は議案書記載のとおりであります。  この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、駐車場を整備するため、所有権の移転をするものです。  農地区分については、第3種農地の内宅地面積割合が40%を超えている宅地進行化区域内農地と見られることから、転用許可可能なものです。  なお、これは合同調査でありまして、10月18日午前9時20分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、星部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。  報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。  本件についてご質問ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第38号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第39号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員 佐藤直意委員 退席</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番から6番について説明願います。</p> <p>農業委員3番長尾より議案第39号利用権設定の1番から6番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、新規就農者への利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10月15日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影 盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より7番から11番について説明願います。</p> <p>推進委員2番島影より議案第39号利用権設定の7番から11番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、認定就農者への利用権設定であります。</p> <p>なお、8番から10番の農地は柿の成木が栽培されていることから、賃借料は高めに設定されています。</p> <p>また、8番については宗教法人の所有する原野でしたが、今回、利用権を設定し当該借受人が柿の栽培を行うこととしております。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10月13日午前11時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より12番から13番について説明願います。</p> <p>推進委員17番棚木より議案第39号利用権設定の12番から13番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10月17日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>高野地区担当委員より14番から15番について説明願います。</p>

(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員 1 4 番弓田より、議案第 3 9 号利用権設定の 1 4 番から 1 5 番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、平塚地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊地区担当委員より 1 6 番から 1 7 番について説明願います。</p>
(農業委員 4 番) 渡部 一夫委員	<p>農業委員 4 番渡部より、議案第 3 9 号利用権設定の 1 6 番から 1 7 番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、崎川地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>堂島地区担当委員より 1 8 番から 2 1 番について説明願います。</p>
(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員	<p>推進委員 1 7 番棚木より、議案第 3 9 号利用権設定の 1 8 番から 2 1 番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、金道地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 3 9 号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p>
	<p>よって、議案第 3 9 号は原案のとおり決せられました。</p>
	<p>佐藤直意委員 着席</p>
会 長	<p>次に、議案第 4 0 号現況確認証明願についてを議題といたします。</p>
	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(農業委員 15 番) 佐々木隆夫委員	<p>農業委員 1 5 番佐々木より、議案第 4 0 号現況確認証明願についての 1 番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p>
	<p>この案件につきまして、現地は平成 2 年頃より耕作をしておらず、以降、原野化し現在に至っているものであり、地目変更登記を行うための証明申請でありま</p>

	<p>す。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、10月18日午前10時分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、星部会委員の3名の他、地区委員4名、事務局1名の計8名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p>
(農業委員9番) 小檜山祐一委員	<p>小檜山委員</p> <p>対象農地は、圃場整備が行われている農地なのか、また中山間地域等直接支払制度の対象となっている農地なのか確認したい。</p>
会 長	<p>事務局</p>
事務局	<p>土地登記簿で確認する限り、土地改良法における換地処分との記載がないことから圃場整備の対象とはなっていないものと思われま。なお、中山間地域等直接支払制度の対象農地であるかどうかについては、確認の上ご報告をさせていただきたいと思ひます。</p>
会 長	<p>小檜山委員</p>
(農業委員9番) 小檜山祐一委員	<p>了解いたしました。なお今回の案件に直接関係はありませんが意見として、隣接地区の農地は圃場整備が実施されており、また中山間地域等直接支払制度にも取り組んでいた経過があり、地域の農地は残すべきと考える。担い手が不在の中で、集落営農維持のためには何が必要なのか考え行動するべきではないかと思ひ。</p>
事務局	<p>事務局</p> <p>この度の農業経営意向調査をもとに地域の状況を踏まえた上で、集落営農の維持に向けた取組を委員の皆様と協力しながら進めて参りたいと考えております。</p>
会 長	<p>小檜山委員</p>
(農業委員9番) 小檜山祐一委員	<p>了承しました。</p>
会 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第40号現況確認証明願についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p> <p>農地等利用最適化 検討部会長 折笠 康裕 委員</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第40号 は原案のとおり決せられました。 次に、議案第41号令和3年度会津若松市の農地等の利用の最適化に関する改善意見(案)についてを議題といたします。 提出案件について、農地等利用最適化検討部会長より説明を求めます。</p> <p>このことについては、第9回総会後の農地利用最適化活動報告会及びアンケートにより全委員に対しご意見をお伺いしたところ、特にご意見はありませんでした。</p> <p>その後、10月4日、第5回の農地等利用最適化検討部会を開催し、最終的な検討を行ったところであり、部会での検討結果を踏まえ、文言の一部を修正のうえ、令和3年第10回会津若松市農業委員会総会の議案第41号として上程いたしました。</p> <p>この内容で、皆さんのご審議をお願いするものです。 前回からの主な修正箇所は、6箇所です。 まず、1.担い手への農地集積についての(2)について、タイトルを新規の土地利用型作物の導入と技術指導についてから、機械化に対応した高収益作物の導入についてに修正し、趣旨がはっきりするようにいたしました。 また、大豆にかかる助成の拡充の部分については、10月14日市長に対して提出した米価下落対策に関する要望書の中を含めたことから割愛しております。 次に、(3)スマート農業の推進についてですが、後付けGPSによる自動操舵システム等の導入に対しても支援を拡充するという文言を加え、具体的に記載したところです。 また、(4)人・農地プラン実質化に対する取組の強化についてですが、農業委員会で実施している農業経営意向調査の結果を積極的に活用するようとの文言を加えたところです。 次に、2.遊休農地の解消についての(2)についても、タイトルを遊休農地における土地利用型畑作物の導入についてから、遊休農地に適した畑作物の選定についてに修正し、趣旨がはっきりするようにするとともに、文章全体を整理いたしました。 また、4.その他の(2)についても、タイトルを米の海外輸出の取組についてから農畜産物の海外輸出の取組についてに修正し、対象を広く捉えるとともに、昨今の米国の日本産食品輸入規制撤廃について追加した上で、文章全体を整理いたしました。 最後に、(3)についても、タイトルを2021年産米価下落への対応からコロナ禍における収入保険制度に関する支援等についてに修正し、10月14日に先行して要望した米価下落対応の部分は割愛し、文章全体を整理いたしました。 第10回総会で議決をいただければ、きたる10月25日月曜日午後1時30分より会津若松市長に対し意見書を提出するとともに、同日午後2時より会津若松市議会議長に対し意見書に関する協力を要請するとしております。 意見書の提出、協力要請にあたっては、例年どおり、永井会長、渡部会長職務代理人、吉田農地部会長および農地等利用最適化検討部会の正副部会長、さらに事務局3名により対応したいと考えておりますので、ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>農地等利用最適化検討部会長より説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。令和3年度会津若松市の農地等の利用の最適化に関する改善意見(案)について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第41号 は原案のとおり決せられました。 なお、市長に対する意見等の提出につきましては、例年どおり私ども役員で対応してまいります。ご了承をいただきたいと思います。 次に報告に移ります。 報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、及び報告第26号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から7番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第26号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。 なお、都市計画法上の意見としまして、1番2番3番4番7番8番9番には、隣接する土地との境界を明確にしてください。施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。 5番には令和3年9月9日付け会津若松市指令開第1070号で許可した開発行為の内容を遵守すること。との意見が付されております。 報告は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午前9時35分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年10月25日

会津若松市農業委員会 会長

14番農業委員

15番農業委員